

Tokyo esports Game Development Contest 2026

「プロ部門」 募集要項

◆応募受付

申込書及び 提出書類	応募申込書は以下のHPよりダウンロードしてください。 https://tokyoesportsfesta.jp/ 提出書類は、P10「別紙1：提出書式一覧」をご確認ください。
提出方法	P10「別紙1：提出書式一覧」一式をご準備のうえ、フェスタ公式HPの申込フォームより、必要情報の記入と提出書式のデータのアップロードを行ってください。 ※提出書式のデータは、PDF及びWord形式で提出してください。
応募 受付期間	令和7年8月7日（木）～10月3日（金）17時必着
事務局情報	本事業は、運営をTOPPAN株式会社に委託し実施いたします。 ◆東京eスポーツフェスタ2026 イベント事務局 電話番号：03-5674-2295 メールアドレス：jimukyoku@esports-festa2026.jp
応募に関する その他 留意事項	ア お問合わせ等は、土日・祝日を除く、10時～17時までです。 イ 応募書提出後の加筆・修正はできません。 ウ 応募に係る経費は応募者の負担となります。



【 目 次 】

1	趣旨	3
2	部門	3
3	募集内容	3
4	応募資格	4
5	各賞及び開発・販売等奨励金	5
6	審査	5
7	表彰式	6
8	情報の取扱い	7
9	支援内容	7
10	応募方法（詳細）	8
11	スケジュール（予定）	8
12	留意事項	8
13	問合せ先	9
別紙1	提出書式一覧	10
別紙2	応募対象外業種	11

1 趣旨

東京都（以下「都」という。）及び東京eスポーツフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、東京eスポーツフェスタの開催等を通じて、eスポーツの認知度向上を図るとともに、関連する都内中小企業の優れた製品やサービスを効果的にPRする機会を創出し、eスポーツ産業や関連産業の振興に取り組んでいます。

その取組の一環として、「Tokyo esports Game Development Contest」を開催し、国内外で広くプレイされることが期待されるeスポーツゲームタイトルの開発・普及を支援することで、都内のeスポーツ産業・関連産業の持続的な成長・発展につなげていきます。

2 部門

「プロ部門」及び「学生部門」の2部門の中からご応募ください。

※本要項は「プロ部門」の募集要項です。「学生部門」に応募される場合は、「学生部門」の募集要項を必ずご確認ください。

※異なる作品での応募も含め、両方の部門への応募は出来ませんのでご注意ください。

3 募集内容

次の（１）～（４）をすべて満たすものとします。

なお、1者／チームにつき2作品まで応募可能です。複数の作品に応募する場合は、作品ごとに各種様式の作成及び申込みを行ってください。

（１） **eスポーツにも使用可能な競技性を有する対戦型ゲーム（対戦モードを有するゲームを含む）**

（２） **2022年以降に日本国内で発売されたゲーム又は現在開発中のゲーム**

※応募時点で開発中のゲームの場合、デモ又はバーティカルスライス（主要部分が確認できるデモゲーム）が動作すること（企画書のみは不可）。また、東京eスポーツフェスタ2026での展示の際にプレイアブル展示が可能な作品であること。

※情報が一般公開されても問題ない作品を応募対象とします。

（３） **家庭用ゲーム機、PC（steamのみ対象）、スマートフォン向けに単体の販売又は販売を予定していること（有償／無償は問わない）**

※VR対応のゲームは応募対象外とします。

※ゲームエンジン・ライブラリは問いません。

（４） **次に掲げる除外事由に該当しないもの**

- ・ 人権、信条、性別、社会的身分、職業、宗教、境遇、心身的条件、生活状態等による差別的・侮辱的な表現を有するコンテンツ
- ・ 政治的又は反社会的な表現を有するコンテンツ
- ・ 成人向け（性的な内容等）要素を有するコンテンツ
- ・ 過剰に暴力的又は残虐的な表現を有するコンテンツ
- ・ 慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- ・ 特定の個人・団体等又は商品・サービス等に係る描写を有するコンテンツ
- ・ 実名等、個人の特定が可能な情報が含まれるコンテンツ（応募者本人の情報も含む）
- ・ 公開素材を除く第三者の著作物、商標を使用しているコンテンツ（二次創作を含む）
- ・ CERO 倫理規定別表3「禁止表現」に接触、又は接触する恐れのある表現が含まれているもの
- ・ CERO の審査で「Z」区分レーティングを受けた作品、又は「Z」区分に相当する表現が含まれ

ている可能性があるもの

4 応募資格

応募に当たっては、次の（１）～（５）を全て満たす必要があります。

（１） ゲーム開発を行っている都内中小企業及び個人事業主等のクリエイター

※法人の場合、都内に登記（支店登記含む）がある中小企業で、大企業が実質的に経営に参画していない（注１）中小企業者（注２）であること

※個人事業主やフリーランスなど主に個人で活動されているクリエイターの場合、開業届や確定申告書により、客観的に見て都内に根付く形で事業活動を実質的に営むものであること。また、ゲームの販売によって収入を得ていること。なお、チーム（個人２人以上で構成／人数制限なし）での応募も可とし、その場合はチームの構成員全員が応募資格の要件を全て満たす必要があります。

※次のような応募は不可とします。

- ・個人での応募と、チームに参加しての応募の両方を行うこと
- ・複数チームに参加して応募すること

（２） 別紙２の業種に該当しないもの

（３） 応募作品について、主として自ら又はチームが企画・開発を行っていること

※第三者の著作権、特許権などその他の権利を侵害するゲームは不可とします。ＩＰ保有者などの第三者の権利の許諾が必要なゲームタイトルである場合は、権利者への応募可否の確認を行うこと。主催者はＩＰ保有者の意思を尊重し、主催者がＩＰ保有者へ確認を行うことは一切ありません。

（４） 日本語でのコミュニケーションが可能であること

（５） 次に掲げる除外事由に該当しないもの

- ・過去５年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあるもの。
- ・暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの。
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むもの。
- ・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など本事業の賞の授与先として適切でない業態を営むもの。
- ・事業税等を滞納（分納）しているもの。
- ・応募日までの過去５年間に、国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたものの。
- ・その他、都及び実行委員会が本事業の賞の授与先として適切でないと判断するもの。

注１ 大企業が実質的に経営に参画とは

※大企業とは、次記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。

ただし、次に該当するものは除きます。

- ・中小企業投資育成株式会社

- ・投資事業有限責任組合

※大企業が実質的に参画しているとは、次のいずれかの場合です。

- ・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有または出資している
- ・大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有または出資している
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

例) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。但し、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く。

注2 中小企業者とは

「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定される以下のいずれかを満たすもの。

- ・業種名は日本標準産業分類に基づく。

業種	資本金	常時雇用する従業員
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

大分類	中分類	小分類
情報通信業	放送業	全て
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業
		音声情報制作業
		広告制作業
		映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業

5 各賞及び開発・販売等奨励金等

各賞は次のとおりです。

- (1) 大賞・・・300万円（1者／チーム）
- (2) 優秀賞・・・150万円（2者／チーム程度）
- (3) 特別賞・・・副賞（1者／チーム程度）

※特別賞は、年齢・性別・国籍・障がいの有無等を問わず誰もが楽しめるというeスポーツならではの特徴に合致し、社会的意義の高さが認められるゲームに対して授与します。

6 審査

審査は、専門家や有識者等からなる審査委員によって審査会を組織し、審査基準に基づいて行います。ただし、応募企業と明らかな利益相反の関係にあると認められる審査委員は、当該企業の審査には関与しません。審査会は非公開です。審査の途中経過及び審査結果・内容についてのお問合せには一切

お答えできませんので、予めご了承ください。

（１）審査基準

以下の審査基準について、極めて高い水準にあると判断されるものを受賞の対象とします。なお、特別賞については、二次審査において社会的意義の観点で最も優れている作品を受賞対象とします。

① 独自性・新規性	・既存のゲームにはない特色を持っているか ・eスポーツのゲームタイトルに相応しい工夫があるか
② 競技性	・プレイヤーのスキルや戦略によって結果が左右される要素があるか ・対戦において、ルール・勝敗がわかりやすいか
③ 市場性	・競合と比較して優位性が高いか ・今後の売上が期待できるか
④ 興行性	・競技人口の広がり期待できるか ・観戦者・視聴者が楽しめるような演出などの工夫があるか
⑤ 継続・発展可能性 (事業者)	・事業基盤が整備されているか ・経営面での成長が期待できるか
⑥ 社会的意義 (二次審査のみ)	・年齢・性別・国籍・障がい等の有無に関係なく楽しめる工夫があるか

（２）審査方法

①一次審査（提出物審査）

応募作品について、応募時に提出していただく提出物を審査します。

②二次審査（プレゼン・質疑応答・体験審査）

一次審査を通過した応募作品について、応募者によるプレゼンテーション形式、審査員との質疑応答形式及び応募作品の体験形式により専門家・有識者等が審査します。プレゼンテーションは事前に提出いただいた提出物に基づき行ってください。体験審査に当たっては、応募作品を体験するために必要な機材等を応募者が審査会場に持参するものとし、審査会場内で審査員が体験をするために必要なサポートを行っていただきます。詳細は、一次審査の結果通知と併せてお知らせいたします。なお、二次審査に先立ち、一次審査を通過した応募者には、応募作品の権利関係を確認する書類を別途頂戴する場合がございますので予めご了承ください。

③三次審査（プレゼン・来場者投票 ※二次審査結果に加点）

二次審査を通過した応募作品について、東京eスポーツフェスタ2026内で来場者投票による審査を行います。二次審査を通過した応募者については、東京eスポーツフェスタ2026に3日間ブース出展（出展料無料）をしていただくとともに、会期中において、ステージ上でプレゼンテーションを行っていただきます。二次審査の結果及び来場者投票を総合的に勘案し、各賞を決定します。

7 表彰式＜予定＞

受賞作品の表彰式は、『東京eスポーツフェスタ2026』の会場で行う予定です。大賞・優秀賞・特別賞受賞者は必ずご参加ください。

【月日】令和8年1月11日（日）＜予定＞ ※時間未定

【会場】東京ビッグサイト南展示棟1・2ホール（江東区青海1丁目）＜予定＞

8 情報の取扱い

- 都及び実行委員会は、表彰式、ホームページ、SNS等において、二次審査を通過した応募者の氏名（チームの場合は代表者の氏名）及びその応募作品並びにその他応募書類（申込フォーム含む。以下同様）の記載事項等を公表させていただく場合がございますので、公表可能な情報をご提出ください。
- 二次審査通過者は、別途都及び実行委員会に対し、画像素材等、当該公表に必要となる情報等の提供に協力するものとします。
- 受賞された場合は、受賞者の承諾を得た範囲で、その作品の情報が一般に公開されますので、ご応募いただく作品については、全ての知的財産権が適切に処理されているものとし、写真等の使用にあたっては、必ず権利者の承諾を得たうえでご応募ください。
- 円滑な事業運営のため、応募書類にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を審査委員、都及び実行委員会が指定した業務委託先に提供することがありますので、予めご了承ください。応募書類に記載いただいた情報は、本事業の実施運営のほか、都及び実行委員会が行う各種事業のご案内送付やアンケート調査依頼等以外の目的で第三者へ提供いたしません。
- 都、実行委員会、業務委託先又は実行委員会が許可する第三者が、写真や映像等を記録し、本事業並びに受賞者及び受賞者の作品のPR等のため発信等することがあります。応募者は、取材等にご協力くださいますようお願いいたします。とりわけ、東京eスポーツフェスタ2026は一般都民も参加できるオープンなものとなるため、一般都民による写真や映像等の撮影、SNS公開も可能とすることを予定しておりますので、予めご了承ください。

9 支援内容

（１）東京eスポーツフェスタ2026への無料出展【二次審査通過者】

二次審査を通過した作品は、令和8年1月9日（金曜日）～11日（日曜日）に東京ビッグサイトで開催される東京eスポーツフェスタ2026にブースを設けてご出展いただけます。小間料及び基本装飾（壁・床・机・椅子・名称パネル・電源コンセント等を想定）は実行委員会が負担いたします。ただし、展示機材は応募者の持ち込みとなります。

なお、三次審査及び前述「7 表彰式」を実施するため、二次審査を通過した応募者（チームの場合は代表者）は必ず本事業のブースにご出展いただきます。開催期間中は、原則ブース内にご在席ください。応募作品の説明及び体験のサポートを実施いただきます。

また、東京eスポーツフェスタ2026における展示は、原則として本事業にご応募いただいた作品の展示とさせていただきます。

（２）東京eスポーツフェスタ2026公式ホームページでの紹介

東京eスポーツフェスタ2026の公式ホームページ（<https://tokyoesportsfesta.jp/>）等において、表彰式の模様や受賞作品を紹介し、二次審査を通過し、表彰を受けることとなった応募者に対し、当該掲載に必要な写真や原稿の提出をお願いしますのでご了承ください。

（３）広報PR支援

広く受賞作品等の情報発信・PRを実施するため、受賞作品の紹介記事等を各種媒体に掲載するなど、本事業の事務局が広報PR等をサポートします。受賞者（チームの場合は代表者）は取材にご協力

ください。

10 応募方法（詳細）

（１）応募受付期間

令和 7 年 8 月 7 日（火）～ **10 月 3 日（金） 17 時必着**

（２）提出方法

原則、オンラインにて応募を受付けます。 P 10「別紙 1：提出書式一覧」一式をご準備のうえ、フェスタ公式ホームページの申込フォームより、必要情報の記入と提出書式のデータのアップロードを行ってください。

（３）その他注意事項

- 応募書類（添付資料含む）に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出・追加提出を求められることがあります。また、指定期間内に書類が整備されない場合には無効となります。
- 提出書類の返却は行いません。
- 一次審査を通過した場合、追加で書類等を提出していただく必要があります（詳細については、P 10 をご参照ください）。一次審査通過時に詳細なご案内させていただきますが、提出スケジュールがタイトな点について、予めご了承ください。また、各審査段階においても、追加で書類等を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。
- 具体的な応募内容についてのご相談には応じかねますので、予めご了承ください。

11 スケジュール（予定）

応募受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 月 7 日（木）～ 10 月 3 日（金） 17 時
説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 月上旬
一次審査(提出物審査)・・・・・・・・・・ 10 月
二次審査(プレゼン・質疑応答・体験審査)・・・・・・・・ 11 月上中旬
二次審査結果通知・・・・・・・・・・・・・ 11 月中下旬
東京 e スポーツフェスタ 2026 への出展・・・・・・・・ 令和 8 年 1 月 9 日（金）～ 11 日（日）
三次審査(プレゼン・来場者投票※二次審査結果に加点)・・令和 8 年 1 月 9 日（金）及び 10 日（土）
表彰式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和 8 年 1 月 11 日（日）

12 留意事項

（１）特許権などの取り扱い

- ・特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性等に関する責任は、応募者が負うものとします。本事業による表彰は、受賞作品の安全性、品質等を都及び実行委員会が保証するものではありません。
- ・応募者は、応募作品を本事業や都又は実行委員会が管理するウェブサイト・その他広報物等において無償で利用することを応募時点で許諾することとします。利用の際の氏名表示の有無等についても主催者の判断とします。
- ・都及び実行委員会は、応募作品の知的財産権に関するいかなる係争にも関わりません。

（２）事故、損害等について

- ・都、実行委員会及び審査会は、本事業で表彰した受賞者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わず、これを負いません。
- ・上述「９（１）東京 e スポーツフェスタ2026への無料出展」にあたって、出展する応募者は条例、規則、関係法令を十分に遵守するものとし、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこととします。万一問題が発生した場合は、応募者の責任と費用をもって適正に処理することとし、都はその責任を一切負いません。

（３）受賞の取り消し等について

応募者が以下のいずれかに該当した際は、審査対象から除外し、また受賞の決定を取り消します。賞金がすでに交付されている場合は、返還を求めることがあります。

- ・偽り、隠匿その他不正の手段により、賞を授与されたとき又は授与されようとしたとき
- ・自社または販売代理店等の関連企業が、投資の勧誘等、製品等の販売促進以外の目的で本事業を利用した場合
- ・法令違反等、社会通念上受賞企業とすることがふさわしくなく、また都の事業に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合
- ・暴力団（条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当する、また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当すると判明した場合
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものであることが判明したとき
- ・過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたことが判明したとき
- ・連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など本事業の賞の授与先として適切でない業態と判断したとき
- ・応募作品について、知的財産権等の侵害等の重大な障害があると認められる場合
- ・その他、都が本事業の受賞者として不適切と判断した場合

（４）その他

本募集要項において、都及び実行委員会が負担する旨が明示されているものを除き、本事業への応募・参加に必要な費用は応募者の負担となります。

13 問合せ先

東京 e スポーツフェスタ2026イベント事務局

電話：03-5674-2295／メール：jimukyoku@esports-festa2026.jp

【参考】フェスタ公式HPにQ Aを順次掲載いたします。

別紙 1：提出書式一覧

応募時に必要な提出書式一覧			
フェスタ公式HP上の「申込フォーム（プロ部門）」にて、以下の書式を、各案内に従ってご提出ください。			
No	提出	提出書式	部数
1	必須	応募申込書（Word 及びPDF）【上限 13 ページ】	各 1
2	必須	誓約書（PDF）	1
3	必須	応募作品のプレイ動画【最大 3 分】 ※YouTube に限定公開の上、申込フォームに URL を記入してください。	1
4	必須	応募作品の企画書（開発コンセプトやターゲット、マーケティングプラン等を記載）【上限 20 ページ】 (Word、Excel、パワーポイント、PDF 等)	1 ※
5	任意	応募作品に係るゲームデザインドキュメント（GDD） (Word、Excel、パワーポイント、PDF 等)【上限 20 ページ】	1 ※
6	該当者のみ 必須	チーム申込書（Word）	1
一次審査通過時に必要な提出書式一覧			
事務局に以下の書式を郵送等にて提出してください。 ※詳細は通過時に連絡いたします。チームによる応募の場合は、チームの構成員全員分の書類をご提出ください。			
No	提出書式		部数
7	登記簿謄本等 【法人】発行後 3 か月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本 【個人事業主】都内税務署に提出した「個人事業の開業等届出書」の写し 【個人】都内税務署に提出した確定申告書の写し（「①第一表」及び「②収支内訳書（白色申告の場合）又は青色申告決算書（青色申告の場合）」）		1
8	納税証明書 【法人】直近の法人事業税・法人住民税の納税証明書の原本（都税事務所発行） 【個人事業主】直近の事業税の納税証明書の原本（都税事務所発行） ※事業税が非課税の場合、所得税及び住民税の納税証明書の原本を提出して下さい。 【個人】直近の住民税の納税証明書又は非課税証明書（都税事務所発行）		1
9	【未成年者（18 歳未満）の場合】親権者同意書		1

※ご自身にて大規模ファイル送信システム等にアップロードし、ダウンロード用URLを申込フォームの該当項目にご記入ください。

<別紙 2 >

応募対象外業種（平成 2 5 年 1 0 月改定「日本標準産業分類」による）

(1)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象となるもの
(2)金融業・保険業
(3)競輪・競馬等の競走場、競技団
(4)芸ぎ業、芸ぎ幹旋業
(5)興信所
(6)集金業、取立業
(7)易断所、観相業、相場案内所
(8)宗教団体
(9)政治・経済・文化団体
(10)行政サービス
(11)その他公序良俗に反する事業

＝応募者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や審査、運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※上記(2)を辞退される方は、事務局までご連絡ください。

2 第三者への提供

- (1) 目的
 - ア 本事業の審査にかかる情報提供（本事業の審査委員に限る）
 - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

- (2) 項目
氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

- (3) 手段
電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、本事業事務局担当者までご連絡ください。

- ◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。